

第4章 広域受援計画の立案に向けた課題

平成30年度の広域受援計画の立案に向けて検討すべき主な課題を以下に整理する。

4.1 基本構想の具体化

(1) 県災害対策本部及び地方部の受援体制の具体化

- 県の受援体制について、内閣府ガイドラインによる「応援・受援本部」に相当する組織の県災害対策本部内への位置づけや、地方部における受援体制について具体化する必要がある。

(2) 災害初動時の業務の流れの明確化

- 特に大規模災害の初動時において、広域受援を要請する可能性を踏まえ、迅速かつ的確な情報収集・分析、地方行政機関、地方指定公共機関等の関係機関との連絡調整等の対応を可能とするため、各関係部局の業務を明確化したマニュアルを整備する必要がある。

(3) 既往の災害時活動計画等と県広域受援計画の整合による実効性の確保

- 大規模災害時に総合的・体系的な災害対応を可能とするため、関係機関において現在運用している地域防災計画、防災業務計画や、業務継続計画、災害時活動計画、応援・受援計画、災害時応援協定等と相互に整合を図る必要がある。

4.2 関係機関等との連携体制に係る調整

(1) 防災拠点施設管理者（市町村等）との調整

- 広域防災拠点施設を的確に運営するため、発災時の連絡体制、拠点施設の利用方法等について、拠点施設管理者とあらかじめ協議しておく必要がある。

(2) 拠点を利用する関係機関（県、市町村、専門団体等）との調整

- 大規模災害時に広域防災拠点施設を円滑に活用するため、拠点施設の立地市町村や、施設を利用する外部機関（広域応援部隊、各専門団体など）の利用区分等について、あらかじめ定めておく必要がある。

(3) 応援職員の受援に係る国や都道府県（カウンターパート）等との役割分担

- 災害時に円滑かつ迅速に応援職員を受け入れるため、県災害対策本部における受援体制を明確にするとともに、応援職員の広域派遣調整を行う国や、カウンターパートとして市町村を支援する都道府県との役割分担を明確化する必要がある。

(4) 情報共有体制の構築

- 関係機関の情報共有による円滑な災害対応を実現するため、使用する用語の標準化、発災後の情報共有方法等について検討する必要がある。

(5) 市町村広域受援計画の策定に向けた県内市町村との連携

- 県の広域受援計画を踏まえた各市町村の広域受援計画の策定に向け、説明会の開催や策定に係る支援について検討する必要がある。